

六ヶ所再処理施設 行政処分取消訴訟

# 準備書面197の口頭説明

被告準備書面(6)への反論

---

2023.3.24 Fri

青森地方裁判所

原告ら訴訟復代理人弁護士 中野 宏典

- 1 被告の主張の根幹とその不当性
- 2 本件火山ガイドは旧火山ガイドとは異なること
- 3 モニタリングの位置づけに関する不合理性
- 4 社会通念論に対する反論
- 5 専門家による批判

被告は、

① 本件火山ガイドの内容は、  
旧火山ガイドから変更はない

② 巨大噴火に関する立地  
評価は、社会通念に照らして  
考慮しなくてもよく、  
できることだけやればよい

という考えを根幹（大前提）としている。



この根幹（大前提）が崩れれば、被告の主張は全体として不合理なものとなる。

① 本件火山ガイドの内容は、  
旧火山ガイドから変更はない

② 巨大噴火に関する立地  
評価は、社会通念に照らして  
考慮しなくてもよく、  
できることだけやればよい

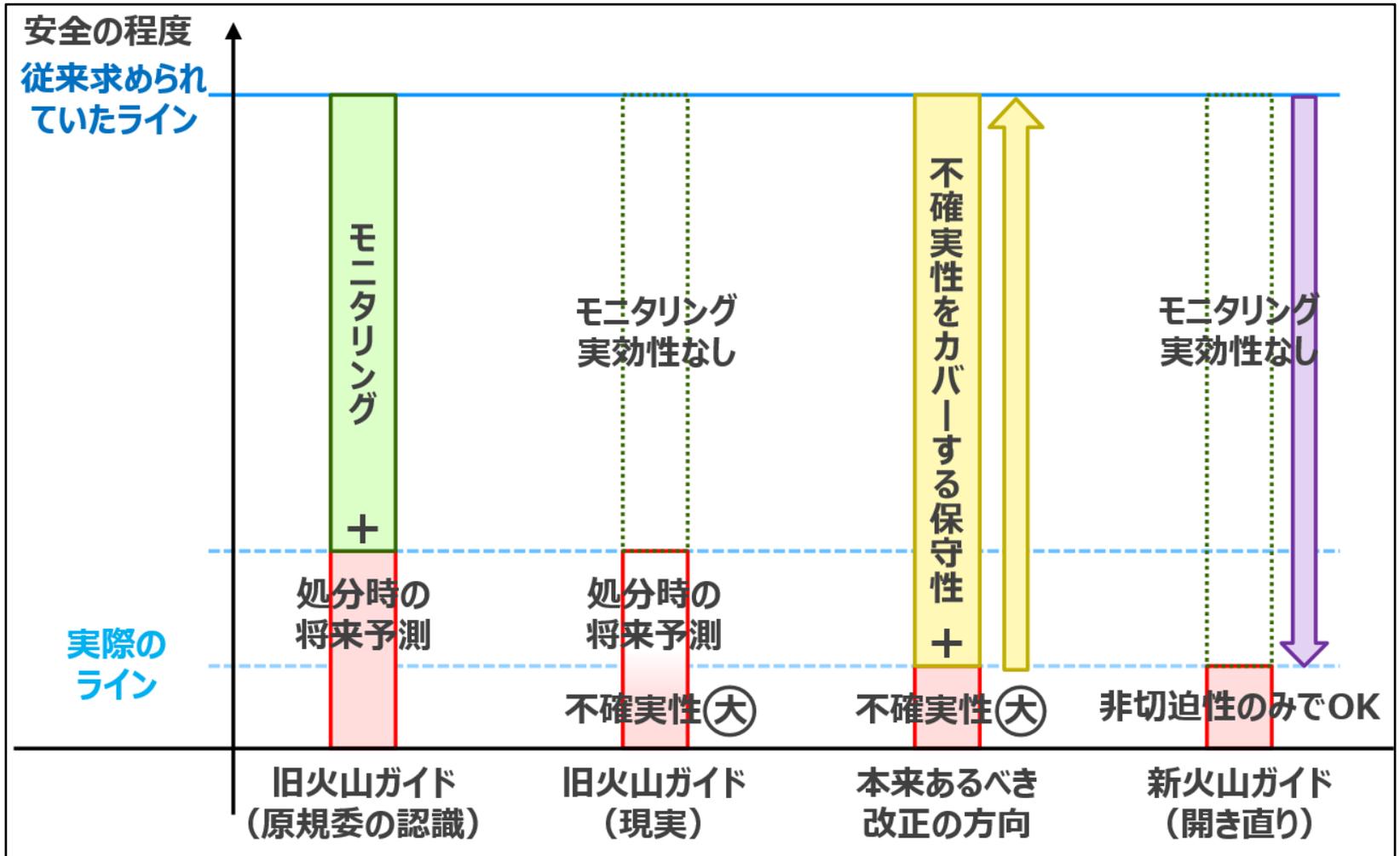
「社会通念」は曖昧・不明確な概念であり、法の趣旨や、福島第一原発事故の教訓、国際的な比較（SSG-21との比較）、国内法的な比較（被害の特異性・甚大性に見合った想定をすべきこと）などをよりどころにして判断しなければならない。

① 本件火山ガイドの内容は、  
旧火山ガイドから変更はない

② 巨大噴火に関する立地  
評価は、社会通念に照らして  
考慮しなくてもよく、  
できることだけやればよい

裁判所 : ②だけを判断するのでは足りない  
原告らの主張 : 本件火山ガイドは、旧火山ガイドが求めようとしていた安全の水準を  
切り下げた

審理の対象 : 旧火山ガイドはどの程度の安全を求めようとしていたか  
それを下方修正するだけの合理的根拠があるのか



① 本件火山ガイドの内容は、  
旧火山ガイドから変更はない

② 巨大噴火に関する立地  
評価は、社会通念に照らして  
考慮しなくてもよく、  
できることだけやればよい

被告： 本件火山ガイド＝旧火山ガイド（安全の水準を下方修正したことを否定）  
安全の水準を下方修正したことの合理的根拠については一切主張・立証なし



本件火山ガイドと旧火山ガイドの内容が異なることを前提とする限り、被告は基準の  
合理性に関する主張立証を尽くしていない⇒基準は不合理⇒処分は違法

## 陳 述 書

令和 4 年 9 月 28 日

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ

地震・津波研究部門

技術専門職

安地由幸 

旧火山ガイドは、むしろ大規模カルデラ噴火の影響にこそ対応するべく策定されたことは、否定のしようがない「事実」

⇒本件火山ガイドとは異なる

イ 私は、火山ガイド案の原案作成の際、火山学に関連する書籍等を検討していたところ、日本国内において火砕流を伴う大規模カルデラ形成噴火(以下「カルデラ噴火」といいます。原子力規制委員会が令和元年に火山ガイドで定義した「巨大噴火」のことです。)が発生していること、カルデラ噴火により既設の原子力発電所の敷地内に設計対応不可能な火山事象である火砕流が到達していたことなどを知りました。また、私の方で調査を行ったところ、当時、既設の原子力発電所は、火山から50 km圏内に立地されているものではなく、火砕流が50 km以上に到達するような噴火として考えられるのは、先ほど述べたカルデラ噴火であることがわかりました。そのため、火山の影響という観点から原子力発電所の立地の可否を審査するに当たっては、このようなカルデラ噴火の発生可能性を適切に評価することが必要になると考えましたので、火山ガイド案の原案の作成に当たっては、特に、カルデラ噴火の発生可能性に関する評価方法や評価指標について検討することとしました。

このように、モニタリングは、飽くまで、評価時からの状態の変化を検知することにより、その評価の根拠が維持されていることを確認するために行われるものであり、当該火山の活動状況を継続的に監視していく中で、観測データの有意な変化を把握する場合もあり得ることから、その場合のできる限りの対処方針等を定めておくことを示したにすぎない。したがって、モニタリングは、必ずしも十分な時間的余裕をもって巨大噴火の兆候を察知、判断できることを前提とするものではないし、かかる判断を目的とするものでもない。また、令和元年火山ガイドは、全体として、将来の火山活動の不確実性を踏まえたものであり、噴火の時期及び規模等が的確に予測できることを前提とするものではないから、モニタリングについても、前記の予測を前提とするものではない。

- ▶ **優位な変化を把握する場合も「あり得る」という程度のもの。**
- ▶ **十分な時間的余裕をもって兆候を把握しないのだとすれば、何のために行うのか？**

## 求釈明事項

- 被告** : モニタリングは、個別評価とは別個に行われるもの  
立地評価に係る火山ガイドの合理性とは直接関係しない
- 反論①** : 個別評価とは別個という主張自体旧火山ガイドから改悪されたもの
- 反論②** : 本件指定処分の際に用いられた具体的審査基準たる本件火山ガイドの中に規定され、基準への適合判断がなされた以上、その実効性について原規委が誤解をしていたのであれば、本件火山ガイドは不合理⇒処分は違法
- 求釈明** : 被告は、モニタリングについて、設置許可や指定許可とは全く無関係に審査される（すなわち、審査されなくても処分の違法に影響しない）ものだと主張するのか？

① 本件火山ガイドの内容は、  
旧火山ガイドから変更はない

② 巨大噴火に関する立地  
評価は、社会通念に照らして  
考慮しなくてもよく、  
できることだけやればよい

## 反論のポイント

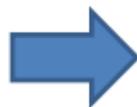
- ① 破局的噴火と本件で問題となる十和田カルデラ噴火とは規模が相当異なる  
← 被告は十和田カルデラ噴火を無視したいがために、破局的噴火と混同するような議論を展開している
- ② 原子力規制における常識（国際的な通念）は、安全目標（ $10^{-6}$ ）  
← 一般建築や他の危険施設とは、求められる安全の水準が全く異なる

## 大規模地震・津波対策の基本スタンス

### ○ 東日本大震災の教訓

「想定外を避ける」

※ 東日本大震災は、予め想定したものと全く違うものであった。



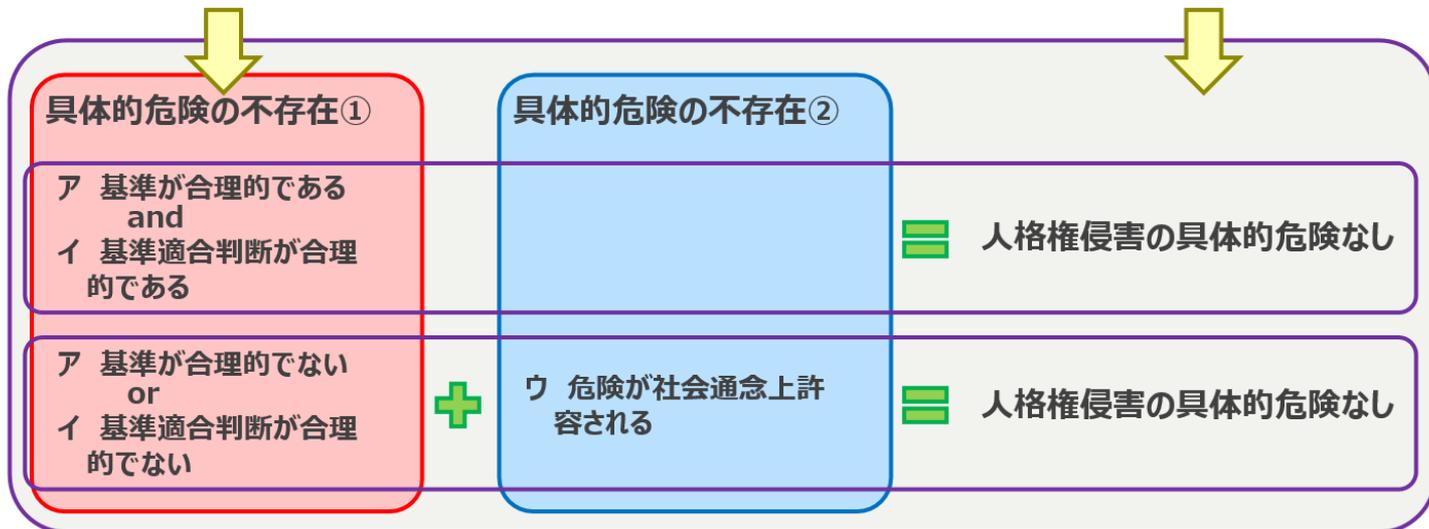
「あらゆる可能性を想定した最大クラスの地震・津波」を想定

- ▶ これは「地震・津波」に限定されるものではない。「想定外を避ける」という意味では全く同じであり、同じく原発に重大な影響を及ぼす自然現象である「火山事象」を別異に扱う合理的理由はない。

## 人格権侵害の具体的危険の主張・疎明構造

法が求める安全の程度  
= 行政訴訟における「安全」

社会が求める安全の程度  
= 民事訴訟における「安全」



- ▶ 本来は「**法が求める安全**」=「**社会が求める安全**」のはずだが、宮崎支部決定による独自の「社会通念論」によって、これにズレが生じている。
- ▶ 原規庁による「基本的な考え方」は、宮崎支部決定とその後の広島高決 H29.12.13を逆手に取って、社会通念論を基準に取り込もうとするものであって、これぞ**典型的な「恣意的」判断**というほかない。



中田 要するに、国はどうしても、(川内原発の審査を)通したかったということです。既にあるもの(既存原発)については、立地評価を「うすめて」通したい、というもろみがあったのではないのでしょうか。立地評価できちんとすればよかったのです。

甲D399・569頁

編集部 立地評価をきちんとせずにモニタリングに……。

中田 押し付けたのです。

編集部 それが間違いだということですね。

甲D399・573頁

編集部 確率は注意しなければならないことはふまえた上でお尋ねしますが、今後1万年の間に川内原発の敷地に火砕流が届く確率はどのくらいだと思われませんか。

中田 それは難しいですね。

編集部 答えられないとか、五分五分であるなどを含めて、いかがですか。

中田 まったく難しいですね。この4,50年に確実に来ると思っている人(火山研究者)は、ほとんどいないと思います。しかし、その発生確率はゼロにはなりません。どこまで安全性をみるかです。あやしい時には、つくらない、動かさない、ということだと思います。

甲D399・571頁

編集部 火山ガイドには、立地不適になるフローがあるように書かれてはいますが、巧妙に避けられているようです。

中田 そこできちんとすれば、今回のように複雑にならなかった。しかし、それをやってしまうと、川内、泊、玄海(各原発)が動かせなくなると考えたのでしょね。それを嫌ったから、すぐにモニタリングに進むように、コントロールしたんじやないかと思います。

甲D399・573頁

特集① 原子力利用の安全性に関する新知見の評価をめぐって —工学の取組みと他領域との協働—

いくつかの具体例

## 火山学の知見が活かされない 原発の規制基準

小山真人

私たちは次の巨大噴火の発生前夜  
を生きているのかもしれない。 よって、平均発  
生確率の小ささだけを強調して、そのリスクや  
結果の重大性を無視することは間違いである。  
厚さ数mから十数mの火砕流に埋まった原発が  
どうなるかを厳密にシミュレーションし、放射

性物質の放出量や汚染の広がりを計算した上で、  
その被害規模と発生確率を掛け算したリスクを  
定量的に見積もるべきである。その上で、その  
リスクが許容できるか否かの社会的合意を得る  
べきであろう。

特集① 原子力利用の安全性に関する新知見の評価をめぐる ―工学の取組みと他領域との協働―

いくつかの具体例

## 火山学の知見が活かされない 原発の規制基準

小山真人

司法判断中の原発容認の理由としてしばしば挙げられるのが、一般社会がカルデラ火山の巨大噴火を想定して対策していないことから、原発も対策しないのが「社会通念」であるという主張である。しかしながら、ひとたび原発事故が起きて放射性物質が漏洩すれば、多くの住民が居住地や生活を奪われるのは私たち自身が福島原発災害で経験したことである。よって、発生確率が低くても発生した場合の影響が甚大な災害に対し、一般社会の対策有無にかかわらず原発が高度の安全性を備えなければならないのは自明のことであり、その反省から原子力規制委員会がつくられたはずである。

さらに呆れるのは、そうした司法判断に乗せ

られたかのように、原子力規制庁は火山評価ガイドの基本的な考え方を示し、その中で「巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であると判断できる」と述べている（原子力規制庁、2018）。つまり、原発に対して厳密な科学を適用して審査を行ってきた自分たち自身を否定し、曖昧かつ測定困難な「社会通念」という言葉に逃げたのである。さすがにこうした司法や原子力規制委員会の姿勢は痛烈に批判され、朝日新聞には「巨大噴火から逃げるな」と社説で言わしめ（2018年9月30日）、日弁連からも火山評価ガイドの不合理性の指摘と、火山評価ガイドにもとづいた適合性審査を無効とする意見書が提出された（日本弁護士連合会、2018）。

こうした批判を無視しきれなくなった原子力規制委員会は、2019年に火山評価ガイドを「分かりやすさの観点」から改正し（原子力規制庁、2019）、「設計対応不可能な火山事象が発生する時期及びその規模を適確に予測できることを前提とするものではなく、現在の火山学の知見に照らして現在の火山の状態を評価する」との文言を追加したが、火山評価ガイドの基本的な考え方は変えていない（原子力規制委員会、2019）。現代火山学がモニタリングによって巨大噴火可能性を正しく評価できない以上は、単に言葉遊びをしているに過ぎないとの批判は免れないだろう。